

## 保母試験の実施について

平成元年3月27日 児発第186号  
各都道府県知事宛 厚生省児童家庭局長

保母試験については、かねて御配慮を煩わしているところであるが、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（昭和63年厚生省令第36号）により平成3年4月1日から保母試験の受験資格の引上げ等が行われることとされたことに伴い、今回新たに保母試験の実施基準を定めたので次の事項に御留意のうえ、取扱いに遺憾のないようお願いする。

なお、「保母試験について」（昭和24年児発第873号）、「保母を養成する学校又は施設の指定及び保母試験について」（昭和27年児発第93号）、「保母試験の実施について」（昭和38年児発第443号）及び「児童福祉法施行規則第40条第3号に規定する厚生大臣の定める保母試験受験資格認定基準について」（昭和45年児発第597号）については廃止する。

### 1 保母試験実施要領

保母試験は、別紙1「保母試験実施要領」により実施するものとする。なお、保母試験実施要領については、一般に公開して差し支えないものであること。

### 2 問題作成及び採点上の留意事項

各都道府県の試験委員が具体的問題を作成し又は採点するに当たっては、保母試験実施要領によるほか、保母養成施設のカリキュラムと均衡を図るよう配慮すること。

### 3 規則第40条第3号に規定する厚生大臣の定める基準については別紙2「保母試験受験資格認定基準」のとおりとする。

### 4 受験者講習会

都道府県の実情により保母試験を受けようとする者のための講習会を開催することも検討するこ

と。

### 5 試験実施後の報告

保母試験を実施した場合においては、その合格者の発表を行った日から10日以内に各科目の試験問題を添付のうえ、別紙3「保母試験実施状況」による報告書を提出すること。

### 6 規則第43条の2の取扱いについて

(1) 保母試験に合格した者に対しては、保母資格証明書（規則第8号様式）又は資格証明書（昭和52年厚生省発児第66号別紙様式）を与えること。

(2) 各都道府県は、資格証明書交付台帳を備え（1）の者について男女の性別ごとにそれぞれ一連番号にて記入すること。

### 7 規則第41条の2第1項及び第43条の2第2項に規定する一部科目合格制度の取扱いについて

(1) 一部科目に合格した者に対しては、一部科目合格証明書（規則第9号様式）を与えること。

(2) 各都道府県に保母試験一部科目合格者台帳を備え、（1）の者について記入すること。

(3) すでに合格した科目のある者については、規則第43条の受験書類の他の一部科目合格証明書の写しを添え、保母試験受験科目免除額を提出させること。

(4) 前年あるいは前前年の一部科目合格者が、全科目に合格した場合には、保母資格証明書又は資格証明書を与え、資格証明書交付台帳に男女の性別ごとにそれぞれ一連番号にて記入すること。

(5) 2つ以上の都道府県において行われた保母試

験に受験し、それぞれの保母試験において合格した科目を併せて全科目に合格した者にとっては、その者の申請により、当該都道府県の一において、保母資格証明書又は資格証明書を与えること。

ただし、この場合においては、他の都道府県知事が(1)により与える一部科目合格証明書を捺付して申請させること。

8 規則第41条の2第2項に規定する一部科目免除制度の取扱いについて

(1) 厚生大臣の指定する学校又は施設において、その指定する科目を専修した者であって、当該科目の受験の免除を受けようとする者については、規則第43条の受験書類の他に保母試験免除指定科目専修証明書昭和28年児発第122号別紙様式(3)の写しを添付して保母試験受験科目免除願を提出させること。

(2) (1)の者については一部科目合格証明書を与え、保母試験一部科目合格者台帳に記入し、備考欄にその旨を付記すること。

9 施行期日

本通知は平成3年4月1日から施行する。

(別紙 1)

保母試験実施要領

第1 試験期間

毎年3月中旬又は8月中旬に概ね4日間程度行うこと。

第2 試験実施の方法

1 試験の種類

社会福祉事業一般、児童福祉事業概論、児童心理学及び精神衛生、保健衛生学及び生理学、看護学及び実習、栄養学及び実習、保育理論及び教育原理については筆記試験のみを行い、保育実習については筆記試験及び実地試験により行う。

2 出題範囲

別添「保母試験出題範囲」より出題する。

3 出題形式

(1) 筆記試験は、真偽式、完成法式、択一式、組合せ式等客観的に採点可能なものと、文章による解答を求めるものを組合せるものとし、その配点上の比率は6:4とすることを原則とする。

(2) 保育実習の実地試験については、次の分野から3分野を選び、その各々について出題し、受験者に行わせる。

- ア 音楽リズム関係技術
- イ 絵画制作関係技術
- ウ 言語関係技術
- エ 一般保育技術

4 出題方針

出題に当たっては、各科目共通に次の事項に留意すること。また個々の科目の留意事項は、保母試験出題範囲に定めるとおりとする。

ア 機械的記憶に頼るような出題は避け、理解の深さを試す出題に心がける。

イ 出題範囲から平均して出題し、1分野に偏ることは避ける。

ウ 試験時間内に8割以上の受験者が問題の内容を理解し、解答を作成し得る程度の分量及び難易度とする。

エ 偏った特殊な学説に基づく解釈や理論に関する出題は避ける。

オ 常用漢字、現代かな使いを用いる。

5 出題数、試験時間及び採点方法

(1) 出題数及び試験時間

科目	出題数	時間(分)	満点
社会福祉事業一般	10	90	100
児童福祉事業概論	10	90	100
児童心理学	5	45	50
精神衛生	5	45	50
保健衛生学	5	45	50
生理学	5	45	50
看護学および実習	10	90	100
栄養学および実習	10	90	100
保育理論	10	90	100
教育原理	5	45	50

保育実習

筆記試験 5 45 50

実地試験(各都道府県で定める) 50

(2) 採点方法

1. 保育実習の実地試験の採点は、正副2人の

試験委員が別個に採点し、その平均点を得点とすること。

2. 一般保育技術の算定に当たっては、次の事項の各々について5段階（20点を満点とした場合は、20点、15点、10点、5点、0点）に分けて採点し、その合計点の3分の1を得点とする。

- ア 場に対する適応性の有無
- イ 場面判断の能力の有難
- ウ 表現の適切さ

### 第3 合格基準

1科目の合格点は満点の6割以上とする。ただし、児童心理学及び精神衛生については、児童心理学及び精神衛生それぞれ満点の6割以上でなくてはならない。保健衛生学及び生理学並びに保育理論及び教育原理についても同様とする。

### 児童福祉事業概論

#### 第1 出題の基本方針

児童の現状とこれに対応して行われている現在の児童福祉制度及びその理論を体系的に理解しているかをはかることを基本とする。

問題選択に当たっては、我が国の児童福祉の理念・制度の体系を概括的に理解しているかという点のほか、児童及びそれをとりまく環境の状況、他の機関との関係、児童福祉の今後の展開等の点についても留意する必要がある。

#### 第2 出題範囲

##### 1 児童福祉の意義

- (1) 児童福祉の理念と概念
- (2) 児童福祉の対象と主体
- (3) 児童福祉の発展

##### 2 わが国の児童の現状

- (1) 児童を取り巻く環境の変化
- (2) 児童と家庭
- (3) 児童福祉の発展

- ア 安着護児童（被虐待児童を含む）
- イ 非行児童
- ウ 心身障害児童
- エ 情緒障害児童
- オ 要保育児童
- カ 虚弱児童

### 3 児童福祉制度の体系

#### (1) 児童福祉法の法体系

- ア 児童福祉法
- イ 児童扶養手当法
- ウ 母子保健法
- エ 母子及び寡婦福祉法
- オ その他関連法律

#### (2) 児童福祉サービスの概要

##### 1. 健全育成対策

- ア 児童厚生施設
- イ 児童手当
- ウ 健康診査
- エ 母親クラブ等

##### 2. 安保護児童対策

- ア 施設入所
- イ 里親委託
- ウ 育成医療対策

##### 3. その他のサービス

- ア 児童扶養手当
- イ 特別児童扶養手当
- ウ 母子福祉資金の貸し付け

#### (3) 禁正行為

#### (4) 児童福祉の実施体制

##### 1. 児童福祉の機関、組織

- ア 児童福祉審議会
- イ 児童相談所
- ウ 福祉事務所（家庭児童相談室）
- エ 児童委員
- オ 保健所

##### 2. 児童福祉施設

- ア 種類
- イ 設置者
- ウ 入所の措置
- エ 運営
- オ 費用
- カ 職員

##### 3. 児童福祉従事者

- ア 児童福祉従事者の資格・職務
- イ 児童福祉従事者の専門性・倫理
- ウ 児童福祉従事者の養成・研修

#### 4 児童福祉に関する処遇才支術

- ア 個別援助技術
- イ 集団援助才支術
- ウ 地域処遇の実際
- エ 施設処遇の実際
- オ その他

#### 5 児童福祉に関する機関との連携

- ア 学校
- イ 警察
- ウ 家庭裁判所
- エ 医療機関
- オ その他の機関

### 第3 出題上の留意事項

- 1 児童福祉制度の体系についての出題は、きわめて重要なものを除き具体的な数字、固有の名称（たとえば施設名等）を解答させるものを避け、全体としての関連、制度の趣旨を理解しているかを試すような出題とする。
- 2 児童福祉概念の歴史的展開の部分からは、歴史

的にあまり古いものや現在の児童福祉制度と関連のないものは出題しない。

- 3 社会福祉一般，保育理論，教育原理の出題とは，十分関連をとって出題する。

## 児童心理学

### 第1 出題の基本方針

発達の基本原軌 乳幼児期，学童期における心理的発達の特徴及び各々の発達段階における心理構造の特徴，それぞれの心理機能における発達の全般的傾向を特に保育の実際との関連において十分に把握できているかをはかることを基本とする。

### 第2 出題範囲

#### 1 児童心理学の立場

#### 2 発達の原理

(1) 発達の意義と概要 (2) 成熟と学習 (3) 発達段階と発達課題 (4) 発達理解の方法(観察・調査・検査)

#### 3 乳児の心理

(1) 新生児 (2) 感覚・運動の発達 (3) 欲求の情緒の発達 (4) 知的機能(言葉を含む)の発達 (5) 社会性の発達

#### 4 幼児の心理

(1) 運動の発達 (2) 欲求と情緒の発達 (3) 言語の発達 (4) 知的機能の発達 (5) 社会性の発達 (6) パーソナリティの発達(自我を含む)

#### 5 児童の心理(思春期を含む)

(1) 運動の発達 (2) 興味と情緒の発達 (3) 言語の発達 (4) 知的機能の発達 (5) 社会性の発達(道徳性を含む) (6) パーソナリティの発達(自我を含む)

#### 6 個人差の理解(問題行動の理解)

#### 7 発達の環境条件と保育

### 第3 出題上の留意事項

1 児童の発達の道筋を正しく理解し，家庭，所属集団等との関連において把握することを主眼として出題する。

2 児童の原動や問題行動についての理解等児童の保育等の実際において役立つような知識について

も問わなければならない。

この場合，児童の問題行動の実態から出発して，その原因の理解方法，問題の解決方法及びその理論的背景等の理解についての出題を中心におくことが望ましい。

- 3 精神衛生や保育理論の出題と十分関連をとって出題する。

## 精神衛生

### 第1 出題の基本方針

児童心理学の中でも，特に発達段階及びその特質を基本的に理解した上で，それから外れた行動を示す児童について，正しい理解と取扱いができるかどうか，また，保育等の実際と関連して精神衛生の意義及び目的を理解しているかどうかを見ることを基本とする。

### 第2 出題範囲

#### 1 精神衛生の概念

(1) 精神衛生の意義 (2) 精神衛生の歴史と研究分野 (3) 保育等と精神衛生 (4) 行動の理論

#### 2 行動障害，情緒障害

(1) 概念 (2) 診断 (3) 対策

#### 3 精神薄弱

(1) 概念 (2) 診断 (3) 対策

#### 4 自閉症

(1) 概念 (2) 診断 (3) 対策

#### 5 神経症(ノイローゼ)

(1) 概念 (2) 診断 (3) 対策

#### 6 心身症

(1) 概念 (2) 診断 (3) 対策

#### 7 言語発達遅滞

(1) 概念 (2) 診断 (3) 対策

#### 8 ホスピタリズム

(1) 概念 (2) 診断 (3) 対策

#### 9 精神療法

(1) 遊戯療法 (2) カウンセリング (3) その他の精神療法

### 第3 出題上の留意事項

1 保育の中で遭遇する，児童の発達の遅れの行動

の異常についての理解を深めるような出題とし、理論面に過度に重点が置かれることなく保育等の実際における応用力を重視した出題とする。

- 2 精神薄弱児等についての出題をする場合には、障害児保育との関連を重視する。
- 3 児童心理学や保育理論の出題と十分関連をとって出題する。

## 保健衛生学

### 第1 出題の基本方針

公衆衛生の基本的な考え方及びそれを保育等の実際との関連において体系的に理解しているかを見ることを基本とする。

### 第2 出題範囲

- 1 健康の考え方
  - (1) 健康の定義 (2) 健康を保持増進するための条件 (3) 健康管理と健康教育
- 2 保健に関する主な統計
  - (1) 人口静態統計 (2) 人口動態統計 (3) 疾病統計
- 3 環境衛生
  - (1) 自然環境
  - (2) 室内環境
    - ア 室温調節 イ 換気 ウ 採光等
  - (3) 環境衛生対策
    - ア 上水道 イ 下水道 ウ 廃棄物処理
- 4 食品衛生
  - (1) 食品の衛生的な取扱い (2) 食品の保存法 (3) 食中毒
- 5 伝染病・寄生虫病の予防
  - (1) 主な伝染病とその予防 (2) 主な寄生虫病とその予防
- 6 事故の防止
  - (1) 事故の原因 (2) 事故の防止
- 7 母子衛生
  - (1) 母性の健康 (2) 乳幼児の健康 (3) 母子保健事業
- 8 衛生行政
  - (1) 衛生行政機構 (2) 保健所 (3) 衛生行政の法体系

### 第3 出題上の留意事項

- 1 医師として必要な知識ではなく、保母が保育の実際においてしばしば出会うと思われる事項に関する知識についての理解を試す出題とする。
- 2 文章による解答を求める問題は、解答に長文を要するような大きな問題を避け、簡単に解答しうるような小さな問題を数多く出題することが望ましい。
- 3 生理学、看護学及び実習、栄養学及び実習等の出題と十分関連をとって出題する。

## 生理学

### 第1 出題の基本方針

保育等の実際と関連して、保健衛生学、看護学、精神衛生などの基礎になるような、児童の身体の構造及び機能の理解を見ることを基本とする。

### 第2 出題範囲

- 1 細胞と物質の代謝
  - (1) 細胞の構造
  - (2) 物質の代謝(糖質・脂質・たん白質代謝, エネルギー代謝など)
- 2 血液
  - (1) 血液の構造要素
  - (2) 血液の動き(緩衝作用, 凝固, 免疫等)
- 3 呼吸
  - (1) 呼吸器の構造(気管, 気管支, 肺) (2) 外呼吸 (3) 内呼吸 (4) 呼吸運動とその調節
- 4 消化
  - (1) 消化器の構造と機能(口くう, 咽頭, 食道, 胃, 小腸, 大腸, 肝臓, すい臓等)
  - (2) 食物の消化と吸収
- 5 循環
  - (1) 心臓の構造と機能 (2) 血管系
- 6 泌尿器
  - (1) 泌尿器の構造(腎臓, 尿路) (2) 尿の生成と排出
- 7 支持運動器官
  - (1) 支持運動器官の構造(骨格, 関節, 筋肉)
  - (2) 姿勢の保持と運動
- 8 内分泌

- (1) 内分泌器官の種類(脳下垂体, 甲状腺, 副甲状腺, 副腎, すい臓, 性腺)
- 9 神経と感覚器
  - (1) . 中枢神経の構造と機能(大脳, 小脳, 脳幹, 3 脊髄)
  - (2) 末梢神経の構造と機能
  - (3) 感覚器の種類と機能(視覚, 聴覚, 平衡覚, 4 味覚, 嗅覚)
- 10 皮膚
  - (1) 皮膚の機能
- 11 生殖
  - (1) 男性生殖器 (2) 女性生殖器
- 12 発出
  - (1) 児童の発育 (2) 身長・体重(性・年齢別の発育, 運動や栄養との関係等)

第3 出題上の留意事項

- 1 保育等の実際においてしばしば出会うと思われる事項に関して出題し, 成人の身体的機能についての出題は, 生理学の基本的理解のために必要な場合以外には避けることが望ましい。
- 2 生理学は解剖学と密接な関係にあるため, 出題においては器官の形態, 機能についても留意する。
- 3 精神衛生, 保健衛生学, 看護学及び実習等の出題と十分関連をとって出題する。

看護学及び実習

第1 出題の基本方針

保育等の実際において, 児童を心身共にすこやかに育成するために必要な健康に関する十分な知識・技術等を有しているかを見ることを基本とする。

問題選択に当たっては, 児童の正常な発育, 生理, 栄養などのほか, 児童の健康を保持増進させるための方策や, 小児期に頻度の高い疾病・事故及びその対処法, 緊急時の対応方法等についても留意する。

第2 出題範囲

- 1 看護の目的
- 2 観察のしかた
  - (1) 顔貌, 皮膚, 姿勢, 行動, 態度, 睡眠, 排泄

- 等に関することの観察
- (2) 身体各部の計測のしかた
- (3) 体温, 脈拍, 呼吸等の測定法
- 3 主な症状とその看護
  - 発熱, 発疹, 咳<sup>がいそ</sup>嗽, 腹痛, 下痢, 嘔吐, 頭痛, 出血, 浮腫, 脱水症状, チアノーゼ, けいれん等
- 4 基本的看護
  - (1) 室内環境の整備(換気, 室温調節, 採光等)
  - (2) 衣服, 纏具 (3) 身体の清潔 (4) 哺乳・食事 (5) 排泄 (6) 連動
- 5 感染の予防
  - (1) 消毒と滅菌の概念 (2) 伝染病の予防
  - (3) 伝染病発生時の取扱い (4) 児童に多い感染症 (5) 予防接種
- 6 与薬
  - (1) 内服薬の用い方 (2) 外用薬の用い方
  - (3) 薬物使用上の注意
- 7 救急看護
  - (1) 救急時の処置 (2) 包帯の巻き方 (3) 搬送法

第3 出題上の留意事項

- 1 医師, 看護婦として必要な知識ではなく, 保育の実際においてしばしば出会うと思われることから重視した具体的かつ実際的な問題であることが望ましい。
- 2 保健衛生学, 生理学等の出題と十分関連をとって出題する。

栄養学及び実習

第1 出題の基本方針

栄養学の基本的理論を体系的に理解しているか, 保育等の実際においてその理論を適切にいかすことができるかをみることを基本とする。

第2 出題範囲

- 1 栄養と健康
  - (1) 栄養の意義
  - (2) 健康と栄養
- 2 栄養素の機能
  - (1) 栄養素等(糖類, 脂類, たん白質, 無機質, ビタミン, 水)の作用

- (2) 栄養素と体成分
- 3 エネルギー代謝
  - (1) エネルギーについて (2) 食物のエネルギー (3) 基礎代謝
- 4 日本人の栄養所要量
- 5 乳幼児の栄養
  - (1) 乳児期の栄養
    - ア 乳児栄養の特性 イ 母乳栄養と人工栄養 ウ 離乳
  - (2) 幼児期の栄養
    - ア 幼児栄養の特性 イ 偏食と間食
  - (3) 施設給食
- 6 食品
  - (1) 植物性食品
    - ア 穀類 イ 豆類 ウ いも類 エ 野菜類 オ 果実類 カ 種実類 キ きのこ類 ク 藻類
  - (2) 動物性食品
    - ア 魚介類 イ 獣鳥肉類 ウ 乳類 エ 卵類
  - (3) 油類及びその製品
  - (4) 調味料, 甘味料, 香辛料, 時好品, 菓子類
  - (5) 強化食品, 冷凍食品, インスタント食品, レトルト食品
- 7 献立と調理
  - (1) 献立の立て方 (2) 調理の目的と調理法

### 第3 出題上の留意事項

- 1 出題範囲内から平均して出題し, 部分的な偏りをさけ, また日常食生活に密接な関係があり, かつ栄養上重要な基本的な問題を出題する。
- 2 保健衛生学等の出題と十分関連をとって出題する。

### 保育理論

#### 第1 出題の基本方針

保育の原理, 保育理論を, 保育所における保育とその他の児童福祉施設における処遇とに分け, それぞれに関して体系的に理解されているかをはかるとを基本とする。問題選択にあたっては, 保育所の保育に関する出題のほか, 養護施設等その他の児童福祉施設の処遇に関しても配慮が必要である。

### 第2 出題範囲

- 1 保育の原理
  - (1) 保育の意義 (2) 保育の目標 (3) 乳幼児の発達的特質意義 (4) 保育の原理
- 2 保育等の場
  - (1) 家庭保育 (2) 施設処遇類型と歴史 (3) 保育所の保育 (4) 入所施設の処遇
- 3 保育所の保育
  - (1) 保育の環境
    - ア 物的環境(施設, 設備と遊具教具)
    - イ 保育者及びその人間関係
  - (2) 保育の方法
    - ア 保育計画
    - イ 保育形態
    - ウ デイリー・プログラム
    - エ 保育内容
      - ア 健康 (イ) 自然 (ウ) 言語 回社会 (オ) 音楽リズム (カ) 絵画制作
      - オ 生活指導
        - (ア) 基本的習慣 (イ) 安全教育 (ウ) 社会的訓練
      - カ 評価
      - キ 家庭, 小学校その他との連絡
- 4 入所施設の処遇
  - (1) 乳児院の養育 (2) 養護施設の養護 (3) 肢体不自由児施設, 精神薄弱児施設等の治療教育 (4) その他の児童福祉施設の処遇

### 第3 出題上の留意事項

- 1 理論的側面の知識よりも, 保育の実際との関連を重視した出題が望ましい。
- 2 社会福祉事業一般, 児童福祉概論, 児童心理学, 精神衛生, 教育原理の出題と十分関連をとって出題する。

### 教育原理

#### 第1 出題の基本方針

教育に関する基礎的概念, 教育活動における実践原理を体系的に理解しているかをはかるとを基本とする。

## 第2 出題範囲

- 1 教育の意義  
(1) 人間の成長発達と教育 (2) 文化伝達としての教育 (3) 社会同化としての教育
- 2 教育の歴史  
(1) 教育実践家論 (2) 日本の教育の歴史 (3) 外国の教育の歴史
- 3 教育の目的  
(1) 教育の目的的性格 (2) 教育目的の設定 (3) 日本の教育の目的
- 4 教育の内容  
(1) 教育内容と文化 (2) 教育課程の類型 (3) 教育課程の編成
- 5 教育の方法  
(1) 学習指導 (2) 生活指導

## 第3 出題の留意事項

- 1 出題範囲内から平均して出題し、部分的な偏りを避ける。また、単なる理論的側面の知識ではなく、保育等の実際との関連についての出題が望ましい。
- 2 児童福祉事業概論，保育理論の出題とは、関連を持つ場合があるので留意する必要がある。

## 保育実習

### 第1 出題の基本方針

筆記試験は、保育理論と比べてより具体別のある出題とし、実地試験においては、保育の理論に基づき、適切な行為が行われているかをはかることを基本とする。

## 第2 出題範囲

### A 筆記試験

- 1 保育所の保育  
(1) 保育計画  
(2) 保育形態  
(3) デイリープログラム  
(4) 保育内容  
ア 健康 イ 自然 ウ 言語 エ 社会 オ 音楽リズム カ 絵画制作
- (5) 生活指導  
ア 基本的習慣 イ 安全教育 ウ

## 社会訓練

- 2 入所施設の処遇  
(1) 乳児院の養育 (2) 養護施設の養護 (3) 肢体不自由児施設，精神薄弱児施設等の治療教育 (4) その他の児童福祉施設の処遇
- B 実地試験
- 1 音楽リズム関係技術  
(1) 器楽  
楽器 ピアノ又はオルガン  
課題曲 バイエルアルバム70 - 100番内の曲  
(2) 声楽  
ア コールユープンゲン5度音程～7度音程の間の曲  
イ 12小節 - 16小節の童謡
- 2 絵画制作関係才支術  
(1) 自由な題材のデッサン  
(2) 特定課題に対する自由材料による制作  
(3) 自由課題に対する特定材料による制作  
(4) 特定課題に対する特定材料による制作
- 3 言語関係技術  
(1) 口演童話（童話は選択させる。）  
(2) 絵本，幻燈又は紙芝居等の開設  
(3) 受験者相互又は試験官との言葉あそび
- 4 一般保育才支術  
保育所の日常の保育の場面における，入所児童に対する保育の才支術

## 第3 出題上の留意事項

- 1 態度，知識，能力が総合的に把握されやすい内容を選択する。
- 2 児童の保育等の実際において具体的に必要度の高い内容を重視し，また，いたずらに高度のものを選択させない。
- 3 実地試験において，児童を参加させるものについては，児童に特別の刺激を与える方法はさける等児童に悪影響のないように留意する。
- 4 実地試験の多い場合多人数が同一条件のもとに受験できるよう配慮する。



(別紙 2)

### 保母試験受験資格認定基準

都道府県知事は、次の各号の1に該当する者について、児童福祉法施行規則第40条第4号の認定を行うものとする。

1 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下に掲げる施設において、2年以上児童等の保護又は援護に従事した者

(1)「へき地保育所の設置について」(日嗣口36年4月31日厚生省発児第76号)に規定するへき地保育所

(2) 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者更生援護施設

イ 精神薄弱者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する精神薄弱者援護施設

ウ 「精神薄弱者通勤寮の設置及び運営について」(昭和46年厚生省発児第17号)に規定する精神薄弱者通勤寮

エ 「精神薄弱者福祉ホームの設置及び運営について」(昭和54年厚生省発児第145号)に規定する精神薄弱者福祉ホーム

オ 「精神薄弱者福祉工場の設置及び運営について」(昭和60年厚生省発児第104号)に規定する精神薄弱者福祉工場

2 1に掲げる施設において5年以上児童等の保護又は援護に従事した者

3 前各号に準ずる者であって、都道府県知事が適当と認めたる者

(別紙 3)

保母試験実施状況報告書

都道府県名

実施時期	実施年度	年度実施回数					第	回目
	実施年月日	年	月	日から	月	日まで	日間	
合格者の区分	受検音数		男子	名	女子	名	計	名
	合格者数		男子	名	女子	名	計	名
	受検者に対する合格者の比率							%
	一部科目合格者数		男子	名	女子	名	計	名
	受検者に対する一部科目合格者の比率							%
保育実習の出題方式	筆記試験	有・無	実地試験	音楽リズム関係技術		有・無		
				絵画制作関係技術		有・無		
各科目の最低合格点	社会福祉事業一般		点	看護学及び実習		点		
	児童福祉事業概論		点	栄養学及び実習		点		
	児童心理学		点	保育理論		点		
	精神衛生		点	教育原理		点		
	保健衛生学		点	保育実習筆記		点		
	生理学		点	実地施設		点		

- (注) 1・用紙の大きさはB列5番とすること。  
 2・比率は小数点以下1位までとすること。  
 (小数点以下2位を四捨五入すること。)  
 3・「保育実習の出題方式」欄は、有無のいずれかを 印で囲むこと。